

# 令和8年度 敬老事業補助金に関するQ&A

福祉部 社会福祉課

## Q1. 市から通知された対象者数が自治会で把握している人数と違うのはなぜですか？

A1. 令和8年4月1日現在、貴自治会の区域に住民登録されている方を対象人数としていますので、住民登録はあるが自治会に加入していない、住民票を置いたまま違う場所で暮らしている等、様々な理由が考えられます。

敬老事業を実施されるにあたって、市が示している対象人数と、自治会で把握されている人数が一致している必要はありません。

## Q2. 補助対象者の中で、4月1日以降に亡くなられた方や引っ越しで転出された方がおられる場合、補助上限額は減額されますか？

A2. 補助上限額は減額にはなりません。

補助上限額は、令和8年4月1日現在、貴自治会の区域(行政区)に住民登録されている満75歳以上の方の人数×2,000円です。

上限額と敬老事業にかかった経費を比較して少ない額を補助します。

## Q3. 私の自治会では、70歳以上の方を敬老事業の対象としています。70～74歳の方の分も補助対象になりますか？

A3. 70～74歳の方に要した経費も補助対象になります。ただし、補助の上限額は変わりません。補助上限額は、令和8年4月1日現在、貴自治会の区域(行政区)に住民登録されている満75歳以上の方の人数×2,000円です。

## Q4. 4月1日以降の転入者の方を対象とした場合、その方の分も補助対象になりますか？

A4. 4月1日以降の転入者の方に要した経費も補助対象になります。ただし、補助の上限額は変わりません。補助上限額は、令和8年4月1日現在、貴自治会の区域(行政区)に住民登録されている満75歳以上の方の人数×2,000円です。

## Q5. 自治会内におられる75歳以上の方を確認したいときは、どうすればいいですか？

A5. これまで、75歳以上の方は、住民基本台帳の閲覧により確認していただくことができました。

しかしながら、住民基本台帳システムの標準化(国が示す標準仕様に適合したシステムへと移行したこと)により、行政区ごとの名簿の抽出ができなくなったため、令和8年度から住民基本台帳を閲覧し、自治会内の75歳以上の方を把握していただくことはできなくなりました。対象者については、自治会内で聞き取り調査をしていただく、回覧板で対象者は自治会長に申し出るように周知するなどの方法で把握していただきますようお願いいたします。

**Q6. 市内の自治会の実施例を教えてください。**

A6. 令和7年度に行われた事業の一例を紹介します。

例①: 公民館での会食、余興(手品や楽器演奏など)、写真撮影をする  
不参加の方には商品券や記念品を配布をする

例②: 公民館での講演会(介護予防、防犯指導、交通安全等)をする  
※市の出前講座を活用  
講演会の後で会食をする

例③: 個別にお宅を訪問し、記念品や商品券、御祝金、図書カード等を配布する  
米寿等の節目の歳を迎えられた方にお祝いの品を渡す  
記念品の一例: 紅白饅頭、お菓子詰め合わせ、味付け海苔のセット、入浴剤 等  
節目の記念品: 座布団、ひざ掛け、毛布、カタログギフト 等

例④: 映画や催し物のチケットを購入し、見に行く

その他、ご不明な点がございましたら 社会福祉課社会福祉係(Tel:88-5276)  
までお問い合わせください。

